

第781回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成20年12月17日(水)午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第780回教育委員会会議録の承認について
- 4 第781回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
共学化に係る請願書への対応について (高校教育課)
- 6 議 事
第1号議案 職員の人事について (教職員課)
第2号議案 平成22年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について (高校教育課)
- 7 課長報告等
(1) 民間人校長の選考について (教職員課)
(2) 平成21年度県立中学校入学者選抜の出願者数について (高校教育課)
(3) 災害時等のスクールカウンセラー派遣協力に関する協定について (高校教育課)
- 8 次回教育委員会の開催日程について
- 9 閉会宣言

第781回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成20年12月17日(水)午後1時30分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 櫻井委員, 佐々木委員, 小野寺委員, 勅使瓦委員,
小林教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長, 菅原教育次長, 佐藤総務課長, 安住教育企画室長,
氏家参事兼福利課長, 安井教職員課長, 竹田義務教育課長,
伊藤特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 高橋施設整備課長,
佐々木スポーツ健康課長, 後藤生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後1時30分

6 第780回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第781回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

共学化に係る請願書への対応について

(説明:教育長)

「共学化に係る請願書への対応について」御説明申し上げます。

これまで県立高校共学化に関する請願が, 3件提出されている。

1件目は, 10月7日付けで特定非営利活動法人の宮城教育ネットから「共学化の進め方に関する請願書」, 2件目は, 10月10日付けで仙台第一高校同窓会及び第三女子高校同窓会から「県立高校一律共学化に関する請願書」, そして3件目は, 10月29日付けで元県高P連副会長である村上良信氏から「共学化に関する請願書」, この3件である。

これらの請願の取り扱いについて, 事務局としての考え方を御説明申し上げます。

まず, 宮城教育ネットからの「共学化の進め方に関する請願書」であるが, 資料の1ページを御覧願いたい。

請願の趣旨は, 「次期県立高校将来構想の策定にあたっては, 別学校の全廃を前提にしない議論を審議会に求めるなどして, 別学校のあり方について十分な検討を行うこと」を

求めるものである。

その理由として、県民1千人に対して9月に株式会社ビデオリサーチが実施した「学区制撤廃後の県立高校のあり方に関するアンケート」の結果、「男女共学高，男女別学高をそれぞれ選択する自由があったほうが良い」とする回答が76.1%を占めたということを挙げている。この民意を踏まえ、共学化をこのまま進めることの是非について時間をかけて検討を行うべきとの趣旨である。

次に、仙台第一高校同窓会及び第三女子高校同窓会連名による「県立高校一律共学化に関する請願書」であるが、資料の25ページを御覧願いたい。

この請願書の趣旨は、「現在進められている県立高校一律共学化をただちに凍結することを求める」ものである。

その理由として、学区制の撤廃が決定され、全県から広く男子高，女子高への希望者を受け入れることができる環境が整いつつあること、先の宮城教育ネットのアンケート結果からも、別学校の存在が県民の選択肢を広げることになること、同窓会等関係者の理解が得られない中での共学化は、良き伝統の継承に支障をきたすことなどを挙げている。

三つ目の請願であるが、資料の27ページを御覧願いたい。

この「請願書」では、27ページから28ページにかけて、共学化に対する請願者の思い、一部有識者の見解などが記載されており、具体的には、別学を望む県民の需要を満たすことの是非の検討など、7つの項目の請願が示されている。

県立高校共学化については、平成13年3月に策定した「県立高校将来構想」において「男女が共に学び、理解し、成長し合う場を日常的に設けることが教育環境としては望ましいこと、県民の負担で設置されている県立高校においては、性差による入学制限を設けることは好ましくないこと」などを趣旨として、平成22年度までにすべての県立高校を共学化する方針を示したところである。

その後、平成17年10月には平成22年度までの年次計画を決定し、この計画に基づき、これまで共学化を進めてきているところである。

その間、平成18年1月には、村井知事からの共学，別学の併存の申し入れに対し、教育委員会として論点を整理し、共学化の趣旨に加え、受験生への混乱を避けるという観点からも、これまでの方針どおり、平成22年度までに全ての県立高校の共学化を推進することを再確認しているところである。

今回の請願の大きな論点としては、本年9月に宮城教育ネットが行ったアンケート結果が、直近の県民の民意であるとの主張であるが、共学化について、現在も様々なご意見があることは承知しており、本アンケートの結果も県民意識の一側面を表しているものと考えている。

一方において、県教育委員会では、現行の県立高校将来構想の取組を県民がどのように評価しているかについて、11月にアンケートを実施している。

資料の31ページを御覧願いたい。

この「高校教育に関する県民意識調査」は、現在検討を進めている平成23年度から

32年度までを計画期間とする新たな県立高校将来構想策定の参考とするため実施したものであるが、この意識調査の中で、現行の県立高校将来構想に基づく県の従来の取組に対する県民の評価をお聞きしたものである。

調査対象、実施期間、調査項目は、資料のとおりであり、回収率は、全体で70.1%であった。従来の取組に関する調査項目は、将来構想の柱である「魅力ある高校づくり」など4項目であるが、その一つとして共学化の設問が盛り込まれている。

32ページをお開き願いたい。

設問は、「本県では、これまで全ての県立高校の男女共学化を進めてきました。この取組についてあなたはどのように思いますか。あなたの考えに近いものを一つだけお選びください。」というものである。

この調査結果では、男女共学化についての県の取組を評価する割合が、「とても評価する」と「評価する」の合計が39.0%、「あまり評価しない」と「評価しない」との合計が19.6%と、ほぼ2:1の割合となっている。

ただし、ここで留意すべきは、すべての対象者に共通して言えることであるが、「どちらともいえない」という回答の割合が極めて多いということである。全体集計では、これが割合としては最も高く、これに「わからない」を加えると、とを足した肯定的評価の割合をわずかながら上回る状況となっている。従って、全体として見たときに、今までの県の取組に対する評価は、決して高いものとは言えず、特に「どちらともいえない」という回答の内実をどう読み取るかという点が、判断の難しいところかと思う。

一方、実体面をみると、平成17年度から普通科別学校を中心として、逐次共学化を進めてきている中で、共学化に伴う問題点としては、旧女子高における男子の運動部の活動に制約が生じている面はあり、これは今後の施設整備に急を要するところであるが、その他、学習指導、進路指導等の面では、今のところ、特に大きな問題が生じているという状況にはない。

以上のことから、総合的に判断して、現在までの共学化の取組を現時点で見直さなければならぬ決定的な理由は見いだしがたいと認識しており、今後とも共学化を進めることが適当と考えている。

今回の各請願に関しては、このような趣旨で、各請願者に対して回答してまいりたいと考えている。

その際、従来から検討課題と認識しており、また今般、私どもが実施したアンケート調査結果からも改めてその必要性が浮かび上がってきたと思うが、共学化の教育上の効果・成果を今後多角的かつ継続的に検証していくこと、そして、その状況を見ながら弾力的に対応していく必要があると認識していることを、併せて回答したいと考えている。

なお、最後に一言付け加えさせていただく。つい先日、今回議論の遡上にのぼっている一高、三女高の生徒をはじめ多数の高校生が参加して共学化見直しを訴えるデモが行われた。また、一昨日は関係高校の生徒の代表6名が共学化の凍結を求める要望書を県教委、知事、県議会議長あてに提出をした。県教委あての文書は直接私が面会し、受け取った。

その際、生徒達と種々意見交換もした。その時に私が強く感じたのは、生徒達はもちろん直接的には自分の母校を大切に思う気持ちから出発しているわけであり、これは当然のことではあるが、しかしながらそれだけではなく、県の高校教育全体の問題としてこのまま別学の道を閉ざしてしまってもよいのか、もっとフレキシブルな形でやるべきではないのかということを実際に訴えているということであった。したがって、あらためて申し上げることもないが、教育委員会としてどのような結論を出すにせよ、それは、そうした生徒達の真剣な思いにきちんと答えられるものでなければならない、教育委員会としてそういう責任を負っているということを実認識したわけである。

本日は、事務局として種々検討した結果を今回の請願への対応方針として提案させていただいたわけであるが、いま私が申し上げたような意味において、これについては多角的に、慎重に御議論をしていただきたいと思います。

参考資料として、一昨日、関係高校の生徒代表が持参した要望書の写し、これが35ページ以降となる。それから、同日、県立高校男女共学化の着実な実現を求める会から提出された要望書の写しを39ページとして添付しているので、御覧いただきたい。それから、資料としてはお付けしていないが、昨日から本日にかけて一高の生徒を中心に共学化の中止を求めるメールが約50通届いていることを申し添えさせていただきたいと思う。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 いまの教育長の報告を聞いていて、大変胸が痛い思いで聞いていた。子ども達、長年その学校を支え、そしてその学校で教育されて社会に巣立って行った人達の大勢が待ってくれと言っていることに対して、これだけ多くの県民の皆様、76%にも及ぶ皆様がどうなんだろうという疑問を持っていることをあえて押し進めてしまうというのはどういうことなのか、そして、昨日教育長と会われた子ども達にどう答えて行くのかということが、まず最初に、その子ども達にどのように答えて行くつもりなのかということ伺いたい。なぜそこまで沢山の疑問や反応があるにもかかわらず、押し進めていかなければならない必然的な理由は何なのだろうということ伺いたい。それは子ども達にも説明する必要があることだと思う。そうしてまで押し進めなければならぬ理由は何であろうか。

教 育 長 現在の県立高校将来構想の中では共学化を進める理由として、大きく言って二つある。一つは、男女が共に学び、理解し、成長し合う場を日常的に設けることが教育環境としては望ましいこと。それと、もう一つが、県民の負担で設置されている県立高校では性差による入学制限を設けることは好ましくないという2点である。

ただいまの御指摘は別学に行きたい、別学がよいのだというふうに考えている子ども達にどう答えるのかということだと思う。そういう考え方、それはそれで十分合理性があると私は受け止めている。実際に県がいままでやっ

男性だけの学校で育った人達が女性のことを理解していないかと言ったら、決してそうではないと私は確信している。

教 育 長 　いまの御指摘に対してであるが、そういう問題について様々な考え方、御意見があることは十分承知をしている。そのような中で様々な角度から検討・議論した上で、現在の将来構想が策定され、それに基づいて共学化を進めてきているという経緯がある。そういったいままでの、言うなれば努力の結果として共学化が進んで、いま別学として残っている学校の数がかなり少なくなっているということがある。その残り少なくなった別学校まですべて無くしてしまうのがよいのかどうかについて、県民はどう思っているのかということを見極めるのが我々の責務だと思っている。

佐々木委員 　それでは、いまそのように話されたが、いままで共学にされた学校の状態はどうだったのか。例えば、二女高に時々話をしに行く機会があるが、いま仮校舎で勉強している。そして、その中で共学化とはぜんぜん関係無いがシックハウスという問題も起きて、ある子どもは学校の校舎の外で机を置いて勉強を余儀なくされている。ある子どもはそこで勉強を続けることができなくなって他に転校して行ってしまっている。そのようなこともこの施策の中で起きてしまったことだと思う。私達は十分全部を把握できないけれども、例えば、他の学校で共学化して何か大きな問題とか、共学化された学校の中で問題はないのか。例えば、二女高などは既に沢山の二女高生の共学化反対の署名などが届いている。いまそのように移行しようとしている学校でさえそのような状態だということはこの教育委員会は認識して、そうしてもそれを押し進めようとしているのか。そのことも聞きたい。他の学校では共学化された後、問題は起きていないのか。

教 育 長 　先ほども触れたが、生徒の部活動、特に運動部の活動の面で制約が生じている学校があるということは十分認識している。しかしながら、それ以外の面で学習指導、生徒指導、あるいは生徒の問題行動、そういった点でいまのところ特に大きな問題が生じているというふうな情報は把握していない。

櫻井委員 　いまの佐々木委員の意見であるが、二女高は校舎が老朽化したために建て替えを計画しているのであって、共学化とは直接関係ないことだと思う。私自身が共学化された高校に毎月校医として通っている。それから、近くでは二高で生徒会長も女性が出ているというふうにかがっている。生徒達は非常に前向きで共学化された後も多少の不自由はあっても、やはり生き生きと生活しているのを毎月この目で見ていたので、私としては非常に共学化というのはポジティブに捉えている。共学化を決定する時の委員として私は参加させていただいている。共学化、これからの教育というのは、いままでの人のためではなく、これから勉強してこの学校で学びたいと希望する人のためだと思っている。そして、自分が一高に入りたい、二高に入りたい、伝統の

ある学校だから入りたいと言って、いま正に受験勉強している生徒がいる中で教育委員会として、ではこれからは別学のことも考えましょうと、もし言った場合、その子ども達の熱心な意欲というものがそがれる。それから、私自身も共学化を決めたものの一人として生徒達に嘘をつくこととなる。いま教育長がお話されたように検討は十分して、そして足りないところは補って、前向きに教育委員会は責任を持ってやっていかなければいけないとは十分に思っている。それから、もう一つ、やはりどこでも男と女が生活する、学ぶ、仕事をするという社会、これは当然のことである。当然のことであるが、高校生の3年間というのは非常に学校にいる時間が長い、そして、非常に深く経験する時期である。一生のうちでこの3年間ほど大事なものはない。人間を形成する上で、ここで男女別になった場合に、やはり切磋琢磨する力、それから、お互いを思いやる力というものが、やはりバランスの面で私は欠けるのではないかという考えに基づき、あえて、生活も、先ほど他の私立の男女別学の話をして佐々木委員がされたが、私立の高校も随分男女共学化されている。それは自然なことであり、やはりお互いを何とか思いやりながら学ぶということが私は人間の一生のうちでとても大切なことだと思っている。そういう点から私はこのまま共学化を進めるという意見に賛成した。

小野寺委員 教育長にちょっと確認したい。教育長の報告として従来どおりの方針を継続すると、その後、今後の考え方について、その共学の教育上の効果を継続的に評価して弾力的に考えて行くような趣旨の発言があったと思うが、そのことについてもう一回確認したい。

教 育 長 共学化の教育上の効果を検証していくということを先ほど申し上げた。検証するという時に当然何のために検証するのかということがある。様々な考え方があるかと思うが、生徒個々の可能性を最大限に伸ばすということを教育上の大目標に据えたこととして、その目標、目的の実現の手段として共学という教育形態が大変有効であろうと位置付け、共学化に踏み切ったというふうに私は理解している。だとすれば、そういう手段としての有効性をチェックしていく中で問題があれば新たな対応を考える必要があるのは当然であると思っている。その新たな対応が共学の枠内で収まるということもあろうし、そうでないものも理論的にはありえると思う。そんなことで検証の結果として将来的にどういう教育の形がよいのかというのは弾力的に考えて行かなければならないと思っている。

勅使瓦委員 非常に難しい問題で、なかなか最終的にどちらというのは難しいところであるが、いろいろなアンケートを拝見すると、共学化反対のアンケートについてはどうしても反対という意見がどうしても多くなる。逆に賛成というアンケートを見ると、賛成という意見が非常に多くなるというような状況が、アンケートを見るとみられる。非常に難しいのが、アンケートをもとにして

ある程度の結論をどうみていくかとなると、どちら側でみるかということによっても大分意見が分かれてくるところがあると思う。あとこちらの高校教育に関する県民意識調査ということで、中学生、高校生、それぞれの保護者、それと一般県民からアンケートをとっていただいた部分の、あとは進路指導主事の先生も含めてであるが、この全体としてやはり先ほどの教育長御発言のとおり、一番の問題としてどちらとも言えないというところの数字がかなり大きい数字を占めており、ここの見方だと思う。ここについて、県民というか、県民の意識というか、それぞれ、中学生もそうであろうが、高校生もそうであろうが、先ほど佐々木委員が御発言のように本当はどっちがよいのだろうかというところが、非常にその時、その時でこちらがよい、あちらがよいというふうになるケースが非常にある。であるから、元々別学校があっても問題があるわけではなかった、すべて共学校になっても、その当事者でない方々にとってはそう大きい問題ではないという部分の見方ができるのだろうと思う。そうなった時に本当にどちらがよいのかというふうに考えていった時に、やはり県民のほとんどの方々はそれぞれに良さがあるというところは十分理解していると思う。別学も十分に良さがある。あと共学についても当然良さがあるということだろうと思う。このいままでの流れの中で、共学化を進めてきた流れの中でどうしても感じるのは、その両方の良さという部分よりも、男女ともに学ぶことがごく自然だということに意見というか、見方が、そういった流れになってしまってきていると感じる部分がどうしてもある。

あともう一つは、いまこの時期にきて、平成22年から最終的にすべて共学ということとなっているが、であるから受験生にとってはあと1年ちょっとしかないという期間のところである。どう見てもこれから受験をする中学生にとって、例えば、一律共学化を足踏みをするなり、凍結をするなどした場合に少なからずの、どのくらいの影響があるのか分からないが、多少の影響が出てくるのは当然想定される。いま現時点の確かに櫻井委員御発言のとおりこれから学ぶ子ども達のことを考えるとというところが一つある。あとは、もう一つ考えなければいけないのは、その在校生がどういう気持ちで、いま自分達がいる学校で学校生活を送っているのかということも大切なだろうというふうに思う。当然、同窓生とか、地域という部分も大切であるが、やはり一番に考えなければいけないのは、その在校生の気持ちの部分、あとこれから受験をする中学生、小学生も当然であるが、中学生のところを十分考えて結論をしっかりと出すというか、既に方向性は決まっているものの、これだけいろんな意見が沢山あるので、このところをしっかりと教育委員会としては話し合っ、妥協ではなく本当にこれがよいのではないかという結論をしっかりと出して行くことが重要なのではないかというふうな考え

ている。意見である。

小野寺委員 この間、私も関係する学校の生徒からとかく見直しを求めて署名等をいただいた。この問題についてのやはり生徒とか、あるいはその関係者の思いや願いというものは承知しているつもりであるが、教育行政にかかわる立場として今日に至るまでの経緯である。どう受け止めて判断するかという点から少し申し上げたいと思う。教育委員会として平成13年3月に平成22年度までに一律共学化をするという方針を決めて、その後、大きく言えば二度にわたって取り上げて審議している。一つは、17年2月に県議会に対して仙台二高から共学化の凍結に関する陳情があった時が一つであると思う。それから、もう一つは、18年1月に、いまから約3年前になるが、知事から併存の申し入れがあった時だと思う。いずれも、教育委員会としては共学、別学の是非とか、あるいは在り方について、いま話し合われているようなことを論点として、やはり多様な角度から議論を行い、やっぱり宮城の高校の教育環境としては、一律共学化の方向に舵をとることが望ましいということ、決定から言えば3回にわたって確認している。私はこの判断というのは重いと思う。その中でいま言ったようなことが当然議論されている。しかも県議会も17年度に2度の推進という判断を示している。そうした判断の下で共学化が進行中である。その進行中の共学化をめぐる状況を見ると、いま大きな問題が無いという話があったが、その判断を軌道修正する、あるいは左右するようなことが私は生じているのかなあと思う。お前どうなんだと言われれば、私は別学も、共学も否定する立場ではない。ただ、いまのようなことを踏まえて、生徒への影響とかがあったが、教育行政の一貫性とか、継続性とか、信頼性が大事である。それを左右するような問題が起きていないとすれば、私はいま教育長が説明したような回答になるのではないかと思う。

それで、もう一つ付け加えると、これからのことについては先ほど教育長から発言があったわけだが、やはり別学を望む方が一番心配しているのは伝統の継承ということが一つあると思う。どうなのか、それはやはり新しい学校づくりの中で継承すべきことは継承して行くというようなことについて、県として必要があれば支援していく、あるいは現在男女共学化を進めている中で、例えば、校地が狭くなっている、あるいは部活に制約があるのだということはある。そういう話も聞く、やはり最適なのか、教育環境の条件整備をつくるように努めて行くことが大事なのかというふうに思っている。

佐々木委員 それは、はっきり言えばだれでも悩むことだと思う。決めてきたこと、そして進めてきたことを、じゃあどうするのかということは、もちろん私だって悩むことである。それは、ある程度の常識を持っている者ならば当然だと思う。だから悩んでいると思う。でもいままでは前の教育委員会が決めたこ

とである。でも今日以降は違う。小野寺委員が決めたことになる。教育を進めることとなる。つまり、私達がこの議論をしていることで決まったことは、私達が決めて進めたこととなる。本当は両方あってもよいという方が決めたこととなる。それが進んで行く。疑問を持っている人が大勢いるのに、でも俺は違う、自分は違うのだと思いながら進めて行くことの問題を私は言っている。私自身もいっぱい悩んでいる。でも思った。私自身はやはり受験をしている子ども達とか、沢山目指している子ども達がいることは十分承知である。けども、これだけ沢山の議論が3回も行われたと言うが、3回も行われるほど決定的にどちらかでないといけないことでないことのために、長い歴史を持つもの、それを愛する人達が沢山いるものをなぜ無くして全部一律にしなければならぬのかということである。そして、私も悩んでいる中で自分なりに一生懸命考えたが、子ども達、例えば、一高を目指している女の子や、二高を目指している女性、そして一女高に入ろうと思っている男子生徒に私は本当に正直に言ったらよいと思う。私達大人、お父さんやお母さんは一生懸命この10年、もしかしたら20年、君たちの高校やこれからの未来や学校がどういう形がよいのかいっぱい議論して、いっぱい悩んできたよ、でも迷って悩んでいるんだとどうして言えないのか。悩んでいるがそのまま押し進めてしまうんだよではないんです。悩んでいるよ、だからちょっと立ち止まりたいんだと言った時に分かってくれない中学生はいないと思う。お父さんやお母さんが、仕事上、子どもさんを連れてくるお母さんをよく見かけるが、お母さんが困っていると三歳の子どもの一生懸命お母さんのことを守ったり、子どもなりの判断を一生懸命しようとする。大人がこれだけ集まってこれだけ議論して、悩んでいま考えたいという気持ちがあるのに、それをそのまま押し進めるといふことのほうが子ども達に対する影響は大きいと思う。もし子どもが自分の将来について悩んでうんと困っている時にそのまま進めと言うのか、いいよ、悩んだら一度立ち止まってごらん、それを眺めてごらんいっぱいいろんな世界を見てごらん、おいしい空気を沢山吸っているいろいろ考えて、それからまた歩き出せばいいよという時もあると思う。いま決めてしまったことだから、そしてあと二つ、三つしか残っていないからそのまま行くんだということに子ども達は逆にうんと傷つくと思うし、大人のはっきり言えば、大人らしい納得できない部分を感じるのではないかと。私はやっぱりみんなが迷っている、悩んでいる、これだけ何回も議論をされて、3回もというのを聞いたが、それだけ悩んだことなら、あえて進めてしまうべきではないと思う。何で子ども達に迷っているんだよ、決められないで困っているんだよと正直にお話したら納得してくれると思う。

櫻井委員

私は現役の高校生を持つ母親としていまの意見には反対の意見である。生徒も、現場の教師も、保護者も、ほとんどの人達は、決められたことだから

着実に行政は実行してくれるものと思っている。であるから、一部の方がこのように反対の意見で請願が出ているということは知っていても、とにかくきちんと守ってほしいと思っていると思う。そして、一番やはり避けたいのは、行政に対する信頼が無くなることである。そして、確かにいま佐々木委員が発言したように悩んでいるという気持ちが無いわけではなくとも、悩んでいるということを生徒達や保護者にもし伝えたとしたらば、いい加減にしてくれという気持ちが大きくなる。しっかりと行政は、行政の責任を持って安定性のある、一貫性のある行政をしてくれればよいと、ここでお父さんやお母さんは悩んでいると言ったら生徒達はとても不安定になると思う。学力どころではなくなり、勉学に集中できない。それと、大人は平気で嘘をつくのだけということとなる。私はそういう観点から、現場の親として生徒達の状態を考えるといま悩んでいるということ大声で、こうなんだよと説明することには反対しているし、行政の責任として安定性のある、一貫性のある決められたことを守ることが私は大事なことだと思っている。

小野寺委員 先ほど申し上げたが、別学、共学については、論点として様々な角度から大きく言えば3度にわたって議論されて、共学化の方向へと舵をとるという判断である。私はその判断はやはり重いであろうと思う。こうやるよということ、やはり生徒を含めた県民の方々に公表したということは、約束したことなのだろうと私は思う。それで、私が教育委員になり、教育委員というものはある意味では駅伝ランナーのたすきを受けたような役割があるのだろうと思う。その3度にわたって多面的に審議して決定された結果がこれからの高校教育の環境として望ましいと判断されたという決定を尊重したいと思う。もうゴールが見えて、最終コーナーに差し掛かっている時期である。

佐々木委員 ただ、10年前といまとは、社会の要請が違ってきていると思う。例えば、男女平等ということについての考え方も随分変わってきている。もちろん同じだという考えもあるのはもちろんである。同じだからこそ男性と女性は違うんだということ、要するに性差、個別性、そういうことがとても重視される世の中になってきていると思う。その時決めた状況と何ら変わらないというのは、やはり世の中の変化に敏感でないというふうにする。世の中はやはり個別性とか、性差ということをととても重視している。だからこそ、例えば、私達の分野で言えば女性専用外来とか、あるいは女性専用の列車とか、女性専用のフロアとか、沢山できてきている。それは、同じだし、一緒に生活しているけれどもやはり別な部分、違う部分があることをお互い認め合っている状況ができてきているわけである。例えば、学校であっても別々に学びたいという人も、その辺は自分の実力が発揮できるんだという人だっているかもしれないし、一緒にないと自分の磨きがかからないと思う人もいるかもしれない。いろんな要望が出てきて、いろんな要望にそれぞれ多様に応え

ていくいろんな在り方を認めていく，これが社会の成熟した方向ではないかと思う。そうじゃないと駄目なんだという，一色に染めていくということはやはりちょっとこれからの時代にはそぐわない方向性だと私は思う。いろんな在り方，いろんな要望に応えられる，それがやっぱり大事なことだと思う。それと，先ほど子ども達に嘘をつくことになると櫻井委員が発言したが，それは逆だと思う。これだけ悩んでいるのに，それを示さないで何も無いというふうな形にすることのほうが私は嘘をつくこととなると私は思う。悩んでいる大人は沢山いるのに，それを押し隠して押し進めるといふことのほうが余程嘘をついていると私は思う。

教 育 長 理論上というか，制度上の問題としてお話しすれば，県教委として一旦決めたことだからずっとそれを守らなければならないということはないわけである。変えるべき必要性があれば変えることは一向に構わない。一方で行政としての安定性，継続性という要請があるので，そういう要請がある中で，あえて従来の変更だけの理由というか，必然性があるかどうかについての見極めの問題だと思う。

小野寺委員 そうである。

委 員 長 教育委員会に求められている我々の姿勢というか，それはまあ大きく3つあって，1つは教育行政の中立性とか，安定性とか，それから継続性とかということで，安定性，継続性ということを重視すれば，今までのことをやたらにぶらすことなく，しっかりそれを押さえていくという議論が非常に重要になってくる。次に，同時に求められているのは，地域住民の意向とか，地域社会のニーズというのをしっかり反映するというのが，多分我々に求められている。それが，いろいろ先ほどのアンケートの結果，県がやったやつとか，民間の方でおやりになったやつとかいろいろあって，こうだよというふうに出されてきているけども，どうも我々の方はまだはっきり，こっちだっというふうに判断できているかというとなかなかできていない。先ほどの県の資料を見ても予想以上に意見を保留した方が多いということが非常に顕著だけれども，その人は調査のやり方によっては反対だよというふうに入れるかもしれないというようなことはあり得るので，その辺の情勢をしっかりと把握して社会のニーズを反映するという役割をどうするのかというようなことを考えなければならない。もう1つは，教育行政の説明責任というものを教育委員会は持っていて，今の置かれている状況をやっぴりちゃんとみんなに伝えなきゃいけないという責務があるのだろうというふうに思うわけであるけれども，まあ，うまく伝えきれてるかどうかということがちょっと少し気になる。今まで各学校の全体として，今日の学校教育の基本的な理念である教育の機会均等だとか，開放性だとか，そういうものを実現しようよということについては，多分，大方の賛同を得られて，県がかなり早い時期にや

ったアンケートでも大体みな賛成したということで、この話はスタートを切っているわけであるけれど、一律にという話で何度も何度も質問が出てきて、請願が出たりなんかしてきているけども、答えてるのだけでもまた出てくるというのは、やっぱりちょっと、まだしっかり説明責任を果たし切れていない部分があるのかなという気がする。それからもう一つ、教育委員の役割、つまり教育長は行政のベテランであるけれども、あとこちらにいる5人はいわゆるレイマンとして、一般県民の一人として、県の教育にどういう発言ができるかということが期待されている。そういう役割を持っていると思うけれども、偏見とか、ある党派なんかには左右されないで、理性的に判断して、どちらかに投票していくというか、そういうのが期待されている。その時に、我々はいままでやってきた政策やなんかについても、意見があれば点検をしたり助言をしたりするということも多分期待されていると思うし、それから、行政とか、あるいは学校運営、教育実践の点検、そういうものに対するアドバイスとか、そのようなことも多分期待されている。もう一つ多分、我々みたいな集団に期待されているのは、オンブズマンに近い役割なのだろうと思う。その点で僕が気になっているのは、今日の話の中に直接出て来る話ではないのだけれども、高校生が一生懸命になって我々にサインを出しているという状況である。もう二女高は教育委員会の判断では校舎を新たに建てているので、当然もう共学化は決まっている状況であるというふうに一般的には認識していると思うが、その高校生が、多分各教育委員の元に、みな分厚い封筒が来ていると思うが、一律共学化の見直しを求める請願というので350名くらいの署名が入っている。その中の手紙に、学校の圧力や何かがあって、なかなか大っぴらにこういうことができないのだと、だけれども、先輩達が一生懸命学校を守ろうとしていたやつを、自分たちも継続したいというようなことが書いてある。それから、三女高も似たようなことやっており、こっちも380何名くらいの、これも手紙の文面で匿名で手紙を出しているというのを詫びて、こうしないと自分たちの学校生活が大変になるのだということを書いている。学校の内外で活動する時には、学校に報告して許可を得るという規則になっていて、そのためにこの署名は2日間だけ、信頼できる人にだけ署名をお願いして集めたものだというふうにして書いてある。何かこう、学生の生活にそういう問題が波及しているということは、教育委員会としては、やっぱり重く感じるべきなのではないかと思う。やっぱり健全な高校教育というのを受けられるという状況を何とか維持するよう学校にも働きかけていく必要があるのではないかと思う。大体、請願みたいなものは、昔は直訴かなんかするとバサリとやられたりするのが昔の話で、請願というのはそういうことがないように、みんなが自由に自分の思いをいろいろなところに伝えられるようにという民主主義のルールでできていることなので、

ちゃんと正当ないいわゆる請願ではないのかもしれないけれども、何か自分達の意見を一生懸命出してきている。この辺にも何か、オンブズマンの役割を我々は果たさなければいけないのかなあというようなことを思う。ただ、先ほど教育長が発言したように、まだ我々は状況を、これじゃ駄目だと言うほど確固たる何かを持っているわけではないと私は思っている。いま行われている各学校の教育、先ほど櫻井委員は、上手くやれているよ、良くやれているよというふうな話であるが、その辺をやっぱり何らかの形でしっかり検証するというようなこととか、そういうことをやる必要がやっぱりあるかなという感じはする。いままで先輩の教育委員の方々が、しっかりこのことについて何度も議論をして、そして悩みながら決めてきたこと、その決めてきたことに我々が何を付け足せるのか。まあ、それをそのまま守っていくという答えになるかもしれないし、あるいは、ここのところは変えようという話になるかもしれないし、その時に、例えば、その議論をするために1ヶ月くらい遅れたとして、それが教育行政上に大混乱を起こすのかどうか、その辺を教育長に質問したいが、どんな感じであろうか。

教 育 長 今のお話は、今回の請願に対する取扱いについての教育委員会の対応方針の決定を少し遅らせてはということか。

委 員 長 ちょっと遅らせてはどうかということである。今日の御意見では、随分隔たりがある。委員の中に各議論があって、それぞれ御意見もある。まあ、二つの考え方がある。もう1回これをやってもまた今日と同じだから、今日決めてしまった方がいいよというのが片一方にあると思うが、その間に、教育長やなんかで何らかの調査等をさらに付け加えられるかどうかという問題があるかと思う。

小野寺委員 いま委員長から動議のようなものが出されたようにも受け取れるのだけれども、今日は、いままでの請願に対して、教育長のほうから、行政のトップである教育長のほうからこうですよ、こういうふうに回答しますよということだと思う。これについて、さらに議論するということか。

委 員 長 それについては議論しない。大体筋としては同じようなことを言ったつもりなのであるが。

教 育 長 今日は、請願に対する取扱いについての事務局としての考え方を御説明して、こういう方針でよろしいかということ、やはり委員会として承認するかどうかという意味決定は必要だろうというふうに思っている。

佐々木委員 いま委員長が少しお話しされたので、私も、事務方なり教育委員会そのものを批判するという立場は取りたくないというふうに考えていたけれども、委員長の方から、多少子ども達へのことが触れたので、そのことについて私も少し申し上げたいと思う。

それは、この施策が進められる当初から、例えば、再編とか、統合という

形で男女共学が押し進められる地域に関しては、そのように男女共学に進めていくこと、そしてまた、そうでない地域にあっては、校舎の改修なり何かの機会を見つけて、そして、関係者の理解、十分な理解を得ながら押し進めるといふふうな、最初の13年であろうか、文書があったかと思うが、この施策を進めるに当たって十分な理解を得てきたかと言ったら、まったく違うと思う。これは大変に、言論の抑制と思想の抑圧をして、子ども達を抑え付けてやってきた、進めてきた行政だと思う。私は、それも1つの、このことに対して反対する理由の1つである。いま大村委員長が子ども達の署名の中に自分たちが安心できる人の間だけで署名活動をしたというような発言があったけれども、実際に私の耳にも、学校で共学化に対する反対の意見を表明すると、学校ではとてもつらい立場に立たされてしまうのだとか、あるいは、生徒会の活動をするためには、そういうことには関わらない、あるいはそういうことについての意見を発言しないという誓約書を書かないと生徒会の活動ができない。そしてまた、例えば、集会を開くことについても制限をされる。在校生達の本当の気持ちをみんなで表現し合ったり、意見を交換し合う場をずっと塞いで、この10年間、この施策を押し進めてきたのである。そしてまた、私たち大人の社会の人達に対しても、例えば、今回の請願に関しても、請願が取り上げられることがあってはならないというような発言があって、この話し合いが始められているのである。そのような、もう始めに結論ありきで進められてきた施策をどうしてそのまま受け止めていいというふうに考えることができるのであろうか。ましてそのために消されていくたくさんの伝統校、たくさんの人達を輩出し、多くの人達に愛されてきた高校を、形を違えていく、この大きな動きをするために、十分な理解ではない。十分な説き伏せだけである。この10年間行われてきたのは。理解を得るための話し合いではなくて、ただこちらの意見を言って、押し付けてきただけの説明会である。それはもう、多くの反対してきた人達、多くの同窓生、そして在校生達が、みんなそれによって不利益を被らない限りは、みんな奨励すると思う。そのような施策の進め方は、本当に民主主義の社会のやり方ではないと思う。私がこの施策をこのまま進めることに、これだけ強く反対することの大きな理由の1つはそれである。そのような民主主義の社会の中で、そのような施策の進め方はあってはならないと考える。もちろん事務の方達は、行政の一貫性、前の人達が決めたことを滞りなく行う、これは大事な任務だと思うから、その職務上やむを得ないということは、私はやむを得ないと思う。だから、その行政をしてきた人達を責めるつもりはない。でも、そのようにしたら、何でもこのまま進める以外、誰でも進める以外あり得ない。皆さんそれぞれ職務は大事であるから。だけど、そういうふうな進め方をしなければ進めていけない施策をそのまま進めるべきではない。もう1度立ち止

まって、もう1度考える。それが必要だと思う。このような進め方をしている限りは。断じてこのような進め方は、少なくとも教育委員会という多数決でない、1人の人の意見を大事にするという立場から言わせていただけるのであれば、そのような進め方は教育の世界では特にあってはならない。そのように思う。どれだけ沢山の子ども達の発言なり、自由な考えを抑圧してきたか、計り知れないことだと思う。

教 育 長 現段階で、三女高なり、一高についての同窓会等の関係者はもちろんのこと、生徒についても理解が十分に得られていない状況にあることは十分認識している。従来の教育委員会の姿勢としては、当事者、あるいは関係者の理解を得るべく最大限努力はするけれども、理解が得られないかぎり共学化に踏み出さないということではなかったわけである。かつて、例えば、二高のように関係者の理解が十分でない状況だったにもかかわらず共学化したというケースがあったのは事実である。いま現在進行形であるので、過去のやり方の功罪というか、是非を現段階で評価するというのは難しいと思っている。問題なのは、いままでのそうした取組の努力の結果として共学化が進んできている。反面別学の高校が少なくなってきたということがある。したがって、いま議論すべきなのは先ほども申し上げたが、残っている別学の高校をそのまま予定どおり共学化するのがよいのか、ここでもう少し考えるべきなのかの議論をする必要があるのではないかと思う。

勅使瓦委員 善し悪しは別として、一度決めたことだから必ず守ってそのとおりやっけて行くのだというのが本当に正しいのかということには疑問がある。これは一般的な地域社会や企業経営にしても一度決めたことであっても立ち止まらないといけない部分というのは当然ある。行政が一度決めたことだからそれをそのまま執行することが本当の信頼につながるかどうかについては非常に疑問である。当然、ちょっと違うのではないかと思ったら、もう一度しっかり話し合いをすることが必要なだろうと思う。その決めたことが本当によいことだったら県民もこれだけの反対意見というか、その辺も無いのだろうと思うが、少なからずここにアンケートの数字も男女別学校をそれぞれ選択する自由がある76.1%とある。これを逆に言えばどちらでもよいというふうにとれる部分の意見もかなりこの中に入っているのだと思う。ただ、どうしても共学化したほうがよいのだというのは、ここに21.3%という数字が出てきているが、21%の方々は確かに共学であるべきだというふうにも思っているが、七割弱の方々はまあそうでなくてもよいのではないかというところをどう考えるのかということもあるのだと思う。やはり先ほど委員長から御発言があったとおり、いままでの教育委員会の対応の問題も当然あったのだろうと思うし、あとは、我々教育委員として過去の委員さん方がしっかりと決めて、その時はそれがよいのだというふうに思い決めていただき、

方向性を示していただいたことというのは、ある程度尊重しないとイケないと思うが、やはりその時、その時の状況だったり、本当にそれがよいのかということ考えた時に決めたことだからやはり当初の予定どおりしっかり守るのだというのがよいのかという疑問が非常にある。そこを考えるともう少し、受験生にとっては、あとは中学校にとってもとても辛いことだと思うが、一月でも先ほど委員長が発言されたように延ばしていただき、その中で再度しっかりと決めたことだから本当にそのままきちんと守るべきことなのか、それとも違った方向性で県民の皆さんだったり、同窓会、あとは在校生の皆さんだっりの理解を求めるのにどれくらいの時間が必要なのかというところをもう一度議論というか、検討してみるのも一つの、いたずらに時間を稼ぐのではなく、そういったことをしっかりやっていくことも必要なのではないかと思う。今日この場である方向性を出せと言われるとやはり非常に難しいのではないかと感じる。

委員長 この前の段階の議論を知っているのは櫻井委員だけである。

小野寺委員 前の議論を知っているというか、それはその場にはないから詳しいことは分からないかもしれないが、我々は何度も経緯についてはみている。いま教育長が発言したようにいま議論すべきことは何なのかということだが、やはりそこに戻り、先ほど教育長が説明したような回答になるのではないかということ私の意見として申し上げた。それで、一度決めたから、一度決めたからと言うけれども、一度ではない。何回も決めている。同じことを3回ぐらい決めている。何回もやっているわけである。これでよいのか考えてほしいと、仙台二高の陳情があった時にやっている。そして知事から申し入れがあった時に、よく考えてほしいとまたそこで論点整理してやっている。だから、何かどこかで、10年前に1回決めたことをずっと守ってやっているということではないと思う。そういう議論を積み重ねてきて、やっぱり宮城の高校生にとってこういう環境が大事なんだというふうに舵取りをされたら、それも一つの選択なんだと思う。だから、さらに何であろうか、時間を置いてやるということなのだが、皆さんがそうであればよいのだが。それで、何というか、私はこういうことを考えるのだが、ポイントは22年度である。全県一学区になる、共学化が始まるわけである。その時に、例えば、いま予算はどうなっているのか。例えば、施設・設備の予算とかがあると思う。そういうことは構わないのか。まだ共学化していないところの施設・設備の予算化等も考えているのではないのか。そういうことは考えなくともよいのか。

教育長 事務的には、22年4月までにすべて共学化する環境を整えるべく必要な予算措置を来年度進めるので、これはまだ予算が固まっていないが、それを要求すべく準備はしているところである。なお、一高に関してはトイレの改修があるので、これは年度内から準備をする必要があり、来年度の当初予算

では間に合わないということで、先日の11月議会の中で債務負担行為ということで措置されているということはある。

小野寺委員 議決されているということであるね。

佐々木委員 何度も同じことのくり返しとなるかもしれないが、何回も議論されているということが、やっぱり問題がある、本当に誰にとっても自明のことであれば、そんなに何回も何回も議論される必要がないかもしれない。それだけ何回も疑問を持つ人がいて、議題に上るということである。だから、それだけ議論が多いことを、そして子ども達の発言なり、いろいろな人達の気持ちを抑えてまで押し進めるべきではないのではないかという話である。

それから、もう一つは、トイレの改修とか、そういうことは別に共学化でなくとも十分すべきことだと思う。例えば、女人禁制の高校をつくれと言っているのではないのだから、お互い学校に行ったり、女子学生が中に入ったり、男性が入ったり、両方が自由に使える共通の場でのいのであるから、男子も使えるトイレ、女子も使えるトイレを整備するというのは、ぜひともそれは必要なことだと思うので、共学化の有無に関係なく、私は設備は改築して行ってよいと思う。それと、いままで、これもいろんな異論があるかと思うが、日本全国どこに行っても、仙台一高、仙台二高、一女高、三女高、それなりに特徴のある、胸を張って全国に誇れる伝統ある高校である。それをいままでと違う在り方で、ある意味一つの同じようなものにしてしまう。本当は、何で文化的なものを簡単に失って行くということが平気なのか、いろんな文化的なことがあると思うが、仙台と宮城県というのはやはり学問の都というところだと思う。そこで、さっとあった伝統ある高校を、やはり全国に胸を張って残して行く、これも私達の大事な努めじゃないかと思う

勅使瓦委員 いまの佐々木委員のここの伝統ということには疑問がある。やはり県立なので、それは仙台市内にあらうが、気仙沼にある学校だろうと、どこでも同じように我々はきちんと考えて行かなければいけないと思う。それで、確かに全国に誇れるのかもしれないが、一高が、二高が、一女が、二女がということとはちょっと違うので、それを一律にきちんと同じように考えて行かなければいけない部分であるので、それとはちょっと違うのであらうと私は思う。やはり、偏った考え方というか、偏ったものの見方で全体的に我々教育委員としてやって行くというのはちょっと違うと思うので、そのところはちょっと。ただやはり一律に共学というところが本当に正しいのか、別学校を否定する人もそんなに多くないと思うが、共学を否定する人もそんなに多くないと思う。一番ここなのだろうと思うので、一度我々としても、特に在校生がここにきて、いままでも何度か、いろいろな話というのが、高校生が活動しているというのはあったが、ここにきてからの切羽詰まってきてから

の高校生の動きというのは、かなり出てきているので、やはりそのところ、高校生、在校生の気持ちというのも我々大人としてというか、しっかりと受け止めることも必要ではないかと思う。そういうことを考えると、結果としてやはり将来的には共学化で行きますよという結論となるかもしれない。でも、しっかりともう一度時間をとり、先送りと言われるかもしれないが、少し時間をかけて、もう一度短時間の中で、しっかりともう一度話し合いをして行くことが必要ではないのかなあという感じがしている。であるから、委員長の御意見に賛同する。

櫻井委員 私も同意見である。どこの学校も伝統がある。どこだって母校愛があるから、残したいと思っている。でも、やはり公教育であるので、やはりこの学校だけという特別視はできない。

それから、もう一つ、先ほど委員長も少し御発言されたし、佐々木委員からも出たが、この10年の教育行政の中に、いろいろな意見に圧力的に介入するようなことがあったとすれば、私は非常に由々しきことだと思っているし、ああそうですかと言って、この委員会で、この定例委員会で、あのような意見が出たのに黙ってはいられない。そういうことが事実だったならば、ちゃんと事実だということを認めて謝罪しなきゃいけないし、そういったことが本当にあったかどうかということも、やはり教育長の口から聞かないと、私自身も教育委員の一人として責任を持ってやってきた活動が、そのような評価をされるとなると、この7年間やってきたことは何だったんだということになるので、先ほど委員長が御発言された高校生に対する意見の抑圧であるとか、それから佐々木委員が御発言したような、この10年間の教育行政における圧力、介入があったかどうかということについては、この場で御意見というか、事実だったかどうかを伺わせていただきたいと思う。これが、そうだったとなれば、私は非常に県民からの信頼は崩れると思う。

委員長 私が言ったのは、私のところに送り込まれてきている署名の中に書いてある手紙にそういうふうに書かれているというだけであって、検証したわけではないというふうに受け取っていただきたい。何かお分かりか。

教育長 いまこの場で、いままでどういう、各学校で、生徒へのいわゆる圧力というものがあつたかどうかということについての情報はないが、もし必要ということであれば、次回の委員会までにきちんと申し上げよう努力したいと思う。

櫻井委員 よろしく願います。

委員長 さて、色々な意見が出てきているわけであるが、最初に教育長が述べられたように、基本的な路線は一応堅持しつつも、いろいろ実際が変わった、共学になった結果の検証であるとか、そうしたいいくつかの課題をもう少しはっきりさせる。あるいは、先ほどの県のほうでいま行っている審議会用の調査

の一部を披瀝していただいたわけだけれども、そのより具体的な、もう少し積極的な解析とか、あるいは場合によっては、もし必要があれば、さらに補助的な調査とか何かを時間をそんなにかけてこれをやるわけにはいかない
ので、やれる限りの中で努力していただくというのは可能であろうか。

教 育 長 はい。それはいろいろなやり方はあるかと思うが、工夫はしてみたいと思
う。

委 員 長 それから、櫻井委員が先ほど発言された話で、学校がどんなふうに分
達の学校の共学化やなんかに対する反対意見を持つ生徒に対応しているかとい
ったようなことも分かれば調査していただければと思う。

そんなところで、概ねは教育長の最初の話の踏襲し、そして、さらに時間
を頂いて、次回ぐらいまでにいま言ったようなことについての検討をして頂
いて、さらにここで議論することでよいか。

小野寺委員 先ほどの教育長報告である。報告をどうするかということなのだろう。

委 員 長 イエスか、ノーだけでなくもいいわけであるよね。

小野寺委員 まあ、それはあるだろうけれども。

教 育 長 報告という意味は、こうやるということ聞き置いていただくということ
だけの意味ではない。請願の取扱いについての報告であるので、これを了承
していただくか、あるいはそうじゃないということによって、請願への回答
の仕方が違ってくる。であるから、それは単にここで聞き置くだけというこ
とではない。

委 員 長 3つも出ているので、その一つ一つについて、何か本当は意見を整理しな
ければいけないのかもしれないけれども、今日の話だとかなり幅があるし、
しかも相互に絡まっている感じである。であるから、私の感じでは、先ほど
言ったようなことを整理をしていただいて、もう1回、ここで、同じような
議論になり、1回だけ損したと後で小野寺さんに怒られかもしれないが。

小野寺委員 いえ、そんなことない。ただ、この議論は今日ばかりではなく、まあ、や
っているのだけれども、やっぱり噛み合わないというか、元々噛み合わない
ところもあるのだろうけれども。まあ私は今日の教育長の報告を了解する
ということを冒頭申し上げたけれども、委員の皆さんがそういうお考えであ
れば、それは従わなければいけないと思う。

委 員 長 教育長の冒頭の説明にも同じことを言っている。今までの方針をベースと
しつつも、少し検証するといったようなことがあった。

教 育 長 私の冒頭申し上げたことは、基本的には共学化をこのまま進めて行く。そ
の路線の中で共学化の教育的な効果、あるいは成果をきちんと検証してい
って、それを将来的な在り方の中に反映させていく必要があるだろうとい
うふうな考え方でいきたいということである。

委 員 長 今日の議論はそれよりももっと幅が広がって、共学化そのものについての

問題点が一杯出てきてしまっているのですが、整理の仕方は難しいのであるが、そういう路線の枠の中で検証するといったような部分に先ほどのようなことが加われば、いくつか今日の論点を少し再整理できるような状況になるのではないかと。

教 育 長 今までの各委員間の議論を伺っていると、要するに、このまま共学化をやっていくということ自体の是非についてかなり御意見の隔たりがあるということだろうと思う。

委 員 長 おっしゃるとおりである。そこまで踏み込んで今日ものを決めるかどうかは置いといて、その話も含めて次回にというぐらいでよろしいか。まだ、そう簡単には詰まらないかもしれない。いわゆる我々のような直接教育行政のことを熟知しているものでない者が集まってこういう議論をするわけであるから、相当意見に幅があって私はよいと思う。その意見の中から、いま進められていることに対してどんなふうに整理をするかということが求められているのだろうと思う。今日、何か話のはっきり決まったわけではないので、積極的な御意見を幅広く頂いたが、先ほど私がまとめたような形でもう1回委員会でさせていただいて、本日提出されている3件の請願書についての回答というものはっきりした回答を次回に決定する。継続させていただくということでよろしいか。

各 委 員 了承。

9 議 事

第1号議案 職員の人事について

委 員 長 委員全員に諮った上で、第1号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

第2号議案 平成22年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

（説明：教育長）

「平成22年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について」御説明申し上げます。

資料は、4ページから6ページまでとなる。

平成22年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び日程については、7月17日開催の第1回高等学校入学者選抜審議会に諮問し、11月20日開催の第2回審議会において諮問内容を是とする答申をいただいたところである。

まず、資料の5ページをお開き願いたい。平成22年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針であるが、前文では、いわゆる基本理念を示し、続いてそれを具体化したものとして「1の基本原則」を掲げ、「2の推薦入試」以降においてそれぞれの選抜に係る方針及び内容を述べている。そのうち「1基本原則」については、これまで、(3)で「やむを得ない理由による地区外からの出願承認」について定めていたが、平成22年度入試から全

県一学区となることに伴い、「地区外からの出願承認」に関する文言を削除し、「県外及び海外からの出願承認」とした。それ以外の部分は、平成21年度の選抜方針を踏襲している。

次に、資料6ページをお開き願いたい。平成22年度の選抜日程については、その前後の予備調査、出願期間、合格発表日までの期間等を総合的に勘案し、1月29日とした。また、推薦入試及び連携型入試の合格発表日については、これまで同様1週間後の2月5日とした。

一般入試の学力検査日及び合格発表日については、第二次募集の出願期間及び学力検査等の実施日を確認し、各高等学校の年度末業務の円滑な実施と中学校の授業や卒業式への影響をできるだけ少なくするという基本的な考え方にに基づき、学力検査日を3月4日、合格発表日を3月10日としたものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 これは新しい学区制での初めての入試になると思う。だからいろいろな影響を考えると、保護者とか、生徒への影響を考えれば大幅な変動は避けたいと思う。この方針に特に異議は無いが、関連して申し上げてよいか。一つは、選抜についてはやはり本人の努力とか、意欲とか、あるいは中学校教育というのをきちんと評価するものであってほしいと思うし、従来もそうであったと思う。それで、一つは、学力検査についてである。宮城の問題というのは、当然ながら指導要領を踏まえて難易度等も考慮してという点では評価されているのかなあと受け止めてはいる。それで、全国学力調査のことについて話をするが、全国学力調査というものは、もちろん学力の一つの側面を私は計っているとは思いますが、ただ、これからの子ども達に育てたい学力とか、あるいは身に付けてほしい学力はこういう学力なんだよというようなメッセージがあの中に含まれていると思う。だからそういうことを受けて、いま現場では、例えば、活用力等の育成についていろいろと授業改善とかが進められていると思う。私が言いたいのは、入試問題というのは入試のためにやるんだとかいうが、現場に及ぼす影響は非常に大きい、だから育てたい学力とか、学力観というものをきちんと宮城としてこういう学力を育てるんだよとしっかり持って、そしてそれを現場と共有しながら授業改善に結びつくということが求められていると私は思う。そのことについてはどうか。高校教育課長からでよいのでどう考えるのか伺いたい。

高校教育課長 ただいま委員から御意見があったように学力検査については、中学校の現場に与える影響が極めて大きいと認識している。さらにこういった学力をつけてほしいという高校側からのメッセージの側面も同様にあると考えている。そういった点で今後とも改善に向けた取組を進めていきたいと思っている。これまでもそういった中学校の学習指導への期待を込めた問題づくりに

努めてきたところではあるが、なかなか結果として上手く反映できていなかったところもあるかと思うので、なお一層改善に努めたいと考えている。

小野寺委員 それはよく分かる。分かるが、私はもう少し踏み込んで聞いている。従来から思っていたが、例えば、学力に関するプランがあると思うが、これの中身を見ると確か方法論的なものが三つの柱として出ている。私はもっと欠けているのは、何かというと、これがむしろ大事だと思うが、子ども達にこういう学力を育てたいとか、身に付けさせたいという視点が少し足りないと思っている。そういうところが宮城には少し欠けていると思うところがある。たまたま現場でもその辺りに少し迷いがあるのかと思う。ああやれ、こうやれというのではないが、こういう学力を育てたいというのはやはりもう少し出して行くべきと私は受け止めている。

高校教育課長 いまの点については学力検査一つでなかなか十分にそれをカバーしきれないということがある。そういった点で高校教育課が直接参画しているところではないが、学びのロードマップというようなものをつくり、具体的に学年毎にこういった力を身に付けさせてほしいというようなことで教育委員会として出しているものもある。そういったものを含めて宮城としてこういった学力を身に付けさせたいというところをしっかりとメッセージとして出して行きたい。義務教育課と教育企画室とも相談しながら対応して行きたいと思う。

小野寺委員 もう一つよいか。いま入学者選抜審議会をやっており、その中で入試制度についてもいろいろと検討がくわえられていると思うが、それをいつ頃まで出して運用をいつから開始するのかということ、これはタイミングが非常に難しいと思う。その辺りについてはどう考えるのか。そこを入れていかないと大変だと思う。いま話せる範囲でよいかどうか。

高校教育課長 来週、12月22日に入学者選抜審議会の小委員会を行う予定としている。11月に入学者選抜審議会の2回目を行っており、来年の2月に第3回目の入学者選抜審議会を行う予定である。その際に新しい高校入試の在り方に関する中間まとめを出したいということで、現在準備中である。現在、現行の入学者選抜制度について総合的に御議論をさせていただいているところであるが、仮に新しい入試制度が導入されることになった場合、本日、22年度の入試の方針について認めていただき、来年のいまの時期に23年度の方針について認めていただくように準備を進めることとなる。現在行っている入学者選抜審議会での議論は、来年の12月まで行われる予定であるので、物理的に考えて23年度から始めることは不可能であると考えている。もっとも早くても、そういった物理的な条件から24年度が最短である。ただ、これについても何年度からはじめるべきかについては、中学生に与える影響が極めて大きい問題であるので、その周知期間についても入学者選抜審議会でも議論をさせていただくということとなる。

勅使瓦委員 関連であるが、推薦入試の件である。推薦入試に関しては大分以前からいろんな問題が指摘されていた。本来の推薦入試というものは、学力がそこになかなか伴っていないが、いろいろな特徴や特色を持っている生徒をその学校に入学させることによって伸びていく可能性を見つけ出して行くとか、そういった部分があったが、現実には成績の順番であったり、一時期流行った生徒会をやっていけばよいたとかという問題があった。そういう問題でいまだにきているのだと思う。あとは中学校によって、若しくは校長先生の考え方によって推薦入試の枠にかなり幅が出ているのも現実である。推薦入試については、以前の高等学校入学者選抜審議会にも何度も出ていた。その在り方について出ていた。学区制を決める時の小委員会の話し合いの中でもこの見直しということが出ていた。でも、22年度の中にもまだ推薦入試がきちんと入っており、高校教育課長の説明だと早くても24年度以降という話であるので、多分いまだ話されていないのかなあという気がしている。この辺の推薦入試の在り方についてはどうなのか、どこで決めて諮問していくのか分からないので教えていただきたい。

高校教育課長 現在の入学者選抜審議会の議論の中に推薦入試の在り方も入っている。いま委員から御指摘のあったような点も議論の中で課題として指摘されており、そういったものを大幅に見直すことも含めて議論をするということで、その辺についての方向性も中間まとめの中に盛り込みたいということで、審議会の中で各委員から御意見をいただいているところである。ただ先ほど申し上げたように推薦入試の在り方を仮に変えるということとなった場合の中学生への影響ということがあるので、今年決めて来年からということはないかなというところはあるので、御理解いただきたい。

委員 長 （委員全員に諮って）可決。

10 課長報告等

(1) 民間人校長の選考について

委員 長 委員全員に諮った上で、課長報告(1)については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

(2) 平成21年度県立中学校入学者選抜の出願者数について

(説明：高校教育課長)

「平成21年度県立中学校入学者選抜の出願者数について」御報告申し上げます。

資料は、5ページとなる。

宮城県古川黎明中学校の平成21年度入学者選抜の出願が、12月12日正午に締め切られ、出願者数がまとまったので、御報告申し上げます。

募集定員が男女合わせて80人に対して、出願者数は男子が91人、女子が162人の

計 2 5 3 人であった。出願倍率は、3 . 1 6 倍である。昨年度と比べ、若干倍率が上がった。また、出願者の男女の比率であるが、男子は約 3 6 % で昨年度より 3 % 増加し、女子は約 6 4 % で 3 % の減少となっている。

なお、平成 2 1 年度の入学者選抜は、来年 1 月 1 0 日、土曜日に実施され、1 月 1 6 日、金曜日に郵送により合格発表する予定になっている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 仙台市で来年度から中高一貫校の応募というが、実際に入学が始まるが、今年のところはあまり影響は無いのかなあという数字のような気がするが、今後、仙台市立ができたとか、二華中・高一貫校がでるとなると、こういう出願者数というものがどのように変わると想像しているのか。

高校教育課長 古川黎明中学校の受検者は、大半が大崎地区の中学校から来ている。そういった関係で、今回の仙台の中等教育学校については、仙台市の中学生だけということであるので、大崎からでるのが少なかったということ、昨年よりも高い倍率になったものと考えている。一方で、確かに委員からの御意見があったように二華中学校ができた時に大崎から仙台にという流れもゼロではないと考えている。そういった意味で倍率も若干変動することも、可能性としてはあると考えている。

委員 長 そういうもののシミュレーションのようなものはあるのか。

高校教育課長 具体的なシミュレーションは現時点では行っていない。ただ、二華中の説明会に千六百人ぐらい説明会に来ているので、そういったお子さんがどちらに住んでいるのかという辺りはリサーチをしておきたいと考えている。

小野寺委員 これから、いまお話しがあったとおり来年仙台市でやる。あれは中等教育であろう。そして、二華中とやるわけだが、中高一貫校の目的とか、特色というのはどういうところにあるのかと思うが、一番カリキュラム編成上に特色があると思う。何というか、どうもその特色が進学とか、学力とかに重きを置いている印象を持つ、私の一面的な見方かもしれないが、公教育としての機会均等とか、競争ということを考えるといろいろな難しい問題が出てくる。その辺りについてはどう考えたらよいのかということは大変難しいと思うが、一つ尋ねたいのは、古川黎明高校の場合は今年中学校から一期生が 1 年生に入学した、それでその一期生というのはある程度高校レベルまでやっている、そして今年のもう一つのケースとしていわゆる市町村立、公立中学校からも進学している。この二つのタイプがあると思うが、今年、市町村立中学校から進学したのは、どういうわけか分からないが定員割れを起こしている。その辺りもどうなのかなあと思うが、実際にカリキュラムに特色があるとおさえた場合に、生徒に二つの形があるということがあるが、その辺の心配とかは無いのか。これから出てくる問題だと思うが、いかがか。

高校教育課長 古川黎明中の一期生が今年古川黎明高に入学している。その中学校から入った生徒を内進生と言っている。高校から入った生徒を外進生と言っている。その内進生と外進生は別なクラスでやっており、その間の生徒同士の関係であるとか、学力、部活動、そういったものをできるだけ円滑に進めることができるようにということで学校では大変苦心をいろいろなところでしている。そういった配慮の成果も出ているのだと思うが、内進生の生徒も学力的にかなり伸びているし、外進生についても安定して伸びてきているということで切磋琢磨しながらよい効果を上げている。人間関係等でクラス毎の内進のクラス、外進のクラスとあるわけであるが、そういったことでのトラブルもいまのところ起きていないと聞いている。当然、部活動等は一緒にやるわけであるが、大変上手くいっているという報告を受けている。今後、2年生、3年生というところでどういうふうに更に一体化を進めていくかというのが、校長と高校教育課で共通の認識としていま取り組んでいるところである。それから、来年度以降なのだが、やはりカリキュラムについて見直しを進めており、その辺の内進生と外進生がより交流ができるような形でのカリキュラムの見直しということを現在進めているところである。

小野寺委員 これからやっていく場合、結構難しい問題を含んでいる。仙台の青陵の場合は中等教育であるので、カリキュラム上の問題はまったく起きないのだろうが、その辺りがこれからどう考えていったらよいのかという問題はあと思う。

(3) 災害時のスクールカウンセラー派遣協力に関する協定について

(説明：高校教育課長)

「災害時等のスクールカウンセラー派遣協力に関する協定について」御報告申し上げます。資料は、6ページ及び7ページとなる。

資料の6ページをお開き願いたい。

平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震に際しては、緊急的に宮城県臨床心理士会に協力を要請し、スクールカウンセラーを各学校に急遽派遣し、被災地区の児童・生徒の心のケアなど、相談対応等を行ったところである。

今後、本県では、高い確率で大規模な地震が発生する恐れがあり、今回の地震への対応状況等も踏まえ、大規模災害発生時等における、児童・生徒の心のケアなどの相談体制を予め構築しておくことが必要な状況になっているものと考えている。

こうしたことから、大規模災害発生時等に、速やかに被災児童・生徒等の相談体制が確立できるよう、災害時等におけるスクールカウンセラーの派遣協力について、これまで宮城県臨床心理士会と協議してきたところであるが、この協議が整ったことから、今月15日に協定を締結したところである。

協定の内容については、6ページに趣旨・目的、協力要請・派遣、協力内容、有効期限

等を記載している。

また、7ページの資料を御覧願いたい。

この協定のイメージ図をお示ししている。

今後、この協定の締結により、大規模災害発生時等においては、スクールカウンセラーの派遣が速やかに行われ、児童・生徒等への相談体制が早期に確立できるようになるものと考えている。

以上のとおり御報告申し上げる。

(質 疑)

櫻井委員 スクールカウンセラーはあまり人数が多くないという印象を持っている。というのは、学校に派遣されるスクールカウンセラーと話してみると、一人でも何校も掛け持ちをしているというのが現実だと思うが、大規模災害が広域で起こった場合に補充しなくとも対応できるシステムになっているのか。県内で十分な方が集められなければ、他から、県外から補充しなければいけない事態も考えなければいけないと思うが、そのことも考えているのか。

高校教育課長 現在、宮城県の臨床心理士会に登録されている人数であるが、251人である。ただ、それぞれ別に仕事を持っているので、スクールカウンセラーとして実際にお願いできている方はさらに少ないところであるが、251人は登録はされている。ただ、それでも人数的に足りないケースも想定されるので、その場合に県外の臨床心理士会に県としてお願いする際にも宮城県の臨床心理士会から他県にお願いしていただくよう協定の中に盛り込んでいる。

櫻井委員 実際に登録していても普段活動していないと、やはり小学校、中学校、高校の生徒とのカウンセリングは上手くいかないと思う。実際に251人のうちでカウンセリングを常時学校で行っている人数、そして現場では十分なのかも教えていただきたい。

高校教育課長 現在、高校では56名の方に御活躍いただいている。中学校では90名である。いま委員から御意見があったように普段から面談、教育相談をしなければならない方とそうでない方では対応が随分かわるのも当然あるので、こちらとしては臨床心理士会の事務局と相談しながら、今年も何回かそういうケースがあったが、どの方が適任かを相談しながら教えていただき、その推薦をいただいた方という形をとっている。今後もそういうケースの場合には事務局と十分に相談しながら適任者で対応できるようにして行きたいと考えている。

櫻井委員 もう一つであるが、児童の精神医学を専門にやっている方とこの間お話しする機会があり、その時にうかがったが、カウンセラーの費用というのは年間を通していくらではなく、1時間いくらという報酬だとうかがっている。その報酬は、我々校医が足繁く通うのに比べると決して安くはないということもうかがっている。そうであれば、やはり県としては本当に適正な方に、

ただ話を聞いて、はい終わりではなく、ちゃんとした処置をしてくれる、ちゃんとしたアドバイス、それから校医との連携もきちんとしてくれる、精神科医とも連携してくれる方なのかということを検証しながら適任者を育てて行くというか、ピックアップしていく努力をしないと、いざ大災害が起きましたという時にカウンセラーですといっても何もしないで終わってしまう人もあり得るのではないかという危惧を私は持っているがいかがか。

高校教育課長 スクールカウンセラーについてはできるだけ専門的な知識をお持ちの臨床心理士の方をお願いをしたいということで、心理士会とも相談しながら進めてきているところである。学校のほうともその辺の実際の生徒との教育相談の状況等も情報として入れながらいま委員から御意見のあったような方向で対応できるようにしていきたいと考えている。

櫻井委員 最後に一言であるが、やはり災害時であれ、何であれ、学校の子ども達に対するこのような心のケアであるとか、健康に関することであれば、やはりスクールカウンセラーも大事であるが、校医がいるわけなので、名ばかり校医ではなく、やはり普段からカウンセラーとも連携していただきたいし、そういう働きかけを、この間、いつだったか出た時には医師会のほうでもやっていただきたい、県では一生懸命やっていますという意見も出たような気もする。医師会の事情もあるかもしれないが、やはり働きかけというのはやって行く必要があると思うし、管理校医はそのためにいるのであるから、何らかの働きかけをしていただきたいと思う。

小野寺委員 この協定については、こういうことに備えて大変良いことだと思う。それで、前にもスクールカウンセラーについて申し上げたことがあるが、大分スクールカウンセラーというものが心の教育の専門家というか、学校に入って結構時間が経っている。そういうことについてはきちんともうそろそろ検証する段階ではないかということを中心に申し上げたことがある。今日はそのことは控えるが、少し分からないところがある。そういうことを含んでいるので聞くが、スクールカウンセラーイコール臨床心理士ではないと私は思う。しかも何か意味がとれないが、いま学校に派遣しているスクールカウンセラーが、例えば、心の教室の相談員をやった方がそのままなったりしているわけである。スクールカウンセラーイコール臨床心理士ではない。それから、この臨床心理士というものは民間が認定している資格である。他にも、例えば、カウンセラーという団体はあるのであろう。あるのではないかと私は思う。だから、そういう団体とはどういうふうになっているのかということであるが、その辺りについてはどうなのか。というのは、もう少し言うと、はいスクールカウンセラーを探してお願いしました。配置しましたという時代ではないと私は思っている。そういう問題はあるとは思いますが、そういう意味で聞いている。

高校教育課長　いま委員からあったとおりスクールカウンセラーを配置した当初は専門的な知識を持った方の絶対数が少なく、いろいろ教員のOBの方であるとか、そういった皆さんにもお願いをしておき配置してきたところである。ただ、一方において、どうしても生徒の持っているいろいろな悩みが複雑化、多様化してきている状況がある。できるだけそういった専門的な知識のある方をお願いをしたいということで臨床心理士の数を増やして行くように努めてきているところである。ただ、全員がまだ配置できる状況まで十分専門家の方に御協力いただける状況にはまだなっていないということで、そういった専門的な教育を受けた方でない方にスクールカウンセラーをお願いしている部分もまだある。そういった意味では、今後さらにできるだけ専門的な知識を持った方をお願いができればよいなと思っている。

小野寺委員　専門的な知識が無くとも優れたスクールカウンセラーはいっぱいいる。それで、スクールカウンセラーイコール臨床心理士ではないであろう。臨床心理士というのは民間の何かが認定した資格だと思う。だから何でもこういう時に臨床心理士という形で出てくるのかなあと思うところがある。もっと、例えば、医療とか、保健とか、いろいろな分野があると思うが、産業関係のカウンセラーとかもいると思う。その辺りはどう考えているのか。

高校教育課長　いまのところこういった心のケアにあたっていただく専門的な組織として、高校教育課でいま考えてお願いをしているのが、臨床心理士会ということである。ただ、確かに国家資格ではないので、そういう意味では、スクールカウンセラーとして臨床心理士会だけをお願いするのがよいのかどうかということについては、今後さらに検討して行く余地はあると思う。

小野寺委員　詳しいことはよく分からないが、もっと広く考えたほうがよいのかなあと思う。

佐々木委員　私は県医師会で学校保健会、あるいは学校医の担当理事をさせていただいている。学校医の先生方とか、あるいは市町村のそういうことに関わる方達の協議会を何度か経験させていただいている。これは、スポーツ健康課長が大分活躍していただいているので、課長から説明していただくのがよいかもしれないが、その会は学校保健に関するいろいろな分野の方達の連絡協議会というような形で進められている。この間、スクールカウンセラーのことが少し話題に出た時に、その学校保健会にスクールカウンセラーの方もぜひ加入していただき、そして、例えば、いま櫻井委員が発言したように学校医の先生や精神科医の先生や各地区の学校医の先生方、あるいは行政の担当の方達とも、上手く、この災害時に限らず、普段の学校での活動される時に連携がとれるということが一つの大事なポイントだと思うので、ぜひ学校保健会というところに、もし臨床心理士会というところがそれを総括するのであれば、ぜひそこに入れていただくような形をとり、少し連携を深めてみてはど

うかなあと考えた。私も十分まだ熟知していないので申し訳ないが、もしかして、スポーツ健康課長がかなり挨拶等をされていたので、県教委が主さいしているのか、医師会が主さいしているのか、実際には存じていないままでの発言であるが、そういう会に入っただくという方向にして連携を深めてはどうかと思ったがいかがか。

スポーツ健康課長 私もよく認識していないので、すぐ調べさせていただきたい。基本的には県医師会が主導している。

佐々木委員 もしそれであれば、県医師会のほうで少し調べて、ぜひこのスクールカウンセラーの方々が、どういう専門職の方がスクールカウンセラーなのかということも、いまの話を聞いていると、ただ学校に行っただくカウンセリングをすればスクールカウンセラーになるのか、あるいは特定の認定された方々、あるいは試験なり研修を受けられた方がスクールカウンセラーなのかということもはっきり言えば実態が分からない部分もあるのかもしれないので、ぜひそういう集まりがあると思うので、学校保健連絡協議会のようなところにぜひ入っただく連携を深めていただくのがよいと思う。

義務教育課長 スクールカウンセラーにどのような方になっているのかについて御説明申し上げたい。スクールカウンセラーの資格要因は文部科学省で決めている。先ほど小野寺委員御発言の財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定による臨床心理士、精神科医、大学の教授等である。また、臨床心理士は病院で勤務を兼ねている方々が多く、スクールカウンセラーの引き受け手が少ないので、県教委が選考しスクールカウンセラーに準ずるものと認めた方々がいる。この方々もある程度の資格が必要であり、例えば、大学院の修士課程を修了したもので臨床業務に1年以上携わった方であるとか、大学若しくは短期大学を卒業し、臨床業務を5年以上経験した方である。

菅原次長 佐々木委員御発言の学校保健会と臨床心理士会との関係であるが、連携については我々も子ども達のために大変有り難い中身となってくるので、必要であろうと思うが、所属の問題ということとなるとそれぞれの考えがあると思うので、臨床心理士会のほうには、学校保健について今回こういった提案をしているので、スポーツ健康課なり、高校教育課からこういうお話しがあったということを経験心理士会のほうにぜひ情報提供していきたいと思うし、佐々木委員から医師会のほうにぜひ話題としていただいて、いずれも連携して行くということは大事だと思うので、そういった形で進めていただければと思う。

1 1 次期教育委員会の日程について

平成21年1月16日(金)午後1時30分から

1 2 閉 会 午後4時18分

平成 2 1 年 1 月 1 6 日

署名委員

署名委員